

志學館大学ボランティア活動支援実施要項

(趣 旨)

第1 この要項は、志學館大学（以下「本学」という。）の学生のボランティア活動の支援に関し必要な事項を定める。

(支援体制)

第2 学生のボランティア活動に関する情報提供、相談及び単位認定等については、社会連携センター産官学コミュニティ連携部門（以下「産官学コミュニティ連携部門」という。）が支援する。

(支援の内容)

第3 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）及びカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を踏まえ、本学の学生にふさわしいボランティア活動に関する情報を提供し、相談にあたる。

2 本学の学生が企画・実施又は参加するボランティア活動に対し、原則として1件当たり1万円を上限とする活動支援金（以下「支援金」という）を支給する。ただし、1学期中の支援総額は、5万円程度を限度とする。

3 本学が斡旋又は推奨するボランティア活動に参加した場合、活動に応じて学則第23条に定める単位認定に必要な学修とみなされることがある。

(支援金への申請資格)

第4 第3条第2項の支援金に申請できるのは、本学の学生3名以上のグループが企画・実施又は個人として参加するボランティア活動（第4から第7において「活動」という）（ただし、個人として参加する活動は社会連携センターが紹介するものに限る。）とする。なお、既存の大学公認サークル又はそのメンバーが企画する活動を含む。

2 活動は、次に掲げる各号をともに満たしていなければならない。

(1) 申請年度内に完結する予定であること。

(2) 通算活動時間が5時間以上であること。

3 1グループ又は1個人の申請は、1学期に1件限りとする。

4 申請前から実施している活動の拡充に関わる企画についても受け付けるが、新規に企画された活動を優先的に採択する。

(公募期間)

第5 支援金の公募期間は1学期単位とし、応募は随時受け付けるものとする。

(審査基準)

第6 応募への申請は、次の各号に掲げる基準に基づき審査し、採否を決定する。

(1) 活動の意義

(2) 社会的貢献の度合い

(3) 実施上のリスク

(4) 計画内容の具体性

(5) 活動支援金申請額の適切さ

2 審査には、産官学コミュニティ連携部門があたる。

(支援金の支給)

第7 支援金の支給を希望するグループは、当初の計画に沿った活動を確実に実施し、月ごとに実施報告書を社会連携センターに提出しなければならない。

2 計画の大幅な変更を要する場合は、社会連携センターに相談しなければならない。

3 社会連携センターが前項の実施報告書を承認した場合、支援金を支給する。支援金は、前2項を満たさなかった場合は、支給しない。

(単位認定)

第8 第3条第3項の学修とみなされるボランティア活動は、シラバスに記載されたものに限るものとする。

(事務)

第9 この要項に定める支援に関する事務は、学務課で処理する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成29年12月27日から施行する。

2 この要項施行日以前に定められていた志學館大学ボランティア活動支援制度に関する内規は、廃止する。

附 則

この要項は、令和元年9月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。